

平成27年度

市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成26年度の要望回答集～

越 谷 市

はじめに

越谷市では、開かれた市政、市民参加の市政を積極的に進め、市民の皆様に市政をより身近なものとしていただくために、平成10年度から「市長への手紙・ファクス・電子メール」による市民の提案制度を実施いたしました。この制度は、市民の皆様が日ごろの暮らしの中で抱えている身近な問題やご意見ご要望等、貴重な生の声を市長が直接把握し、市の施策・事業に生かしていくものです。お寄せいただいたご意見ご要望等は様々な分野にわたっておりますが、それぞれの担当部局等において迅速に対応、検討を行うとともに、できる限り施策・事業への反映に努めております。

この冊子は、平成26年度にお寄せいただいた412通の「市長への手紙・ファクス・電子メール」の中から抜粋のうえ編集（教育委員会等の行政委員会を含む。）したものです。今後とも、市民の皆様の貴重なご意見等を市政に生かすこの制度の一層の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

1. 市民とつくる住みよい自治のまちづくり

- 1. 固定資産税の納付について…………… 1
- 2. 中央市民会館・市役所の駐車場について…………… 1
- 3. 防災行政無線の放送について…………… 2
- 4. 陶芸窯の使用料について…………… 2
- 5. LED照明の利用について…………… 3
- 6. 投票所の立会人について…………… 3

2. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

- 7. 保育所への入所について…………… 4
- 8. 高齢化対策について…………… 5
- 9. ゆりのき荘の利用について…………… 5
- 10. 運動会の開催日について…………… 5
- 11. 公共の場での禁煙について…………… 6
- 12. ヘルプマークの導入について…………… 7
- 13. 徘徊による行方不明防止について…………… 7

3. 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

- 14. 公園維持管理活動について…………… 8
- 15. 大袋駅周辺について…………… 8
- 16. 中央市民会館前の救命用具について…………… 9
- 17. せんげん台駅周辺について…………… 9
- 18. レイクタウンのビオトープ周辺の安全確保について…………… 10
- 19. 越谷レイクタウンについて…………… 10

4. 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

- 20. 古着の再利用について…………… 11
- 21. 洪水警報について…………… 12
- 22. 防犯カメラの設置について…………… 12
- 23. ごみ出しについて…………… 13
- 24. ペットボトルの回収について…………… 14
- 25. カラス対策について…………… 14
- 26. 防災ラジオの導入について…………… 15

27. デング熱、セアカゴケグモへの対策について……………	15
28. ごみ袋の有料化について……………	17
29. 北越谷駅西口の喫煙場所について……………	17

5. いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

30. 文化施設の建設について……………	18
31. 脱法ドラッグ対策について……………	18
32. 小中学校へのエアコン設置について……………	19
33. 特別支援学級の設置について……………	19
34. 児童の通学安全について……………	20
35. 自転車運転免許証について……………	21
36. 劇場（ホール）の使用について……………	21

6. 全 般

37. 南越谷駅・新越谷駅連絡通路の使用について……………	22
38. 公用車の越谷ナンバーへの交換について……………	23
39. 休日窓口について……………	23

※ 掲載内容は一部簡略化しています。また、内容等は回答時点のもので、ご了承ください。

1. 市民とつくる住みよい自治のまちづくり

1. 固定資産税の納付について （結果：調査・検討）

毎年コンビニエンスストアで固定資産税を納税していますが、クレジットカードやペイジーで納税できればより便利かと思えます。

■本市では、市税や使用料等の納付チャネルの拡大について検討しています。この検討経過の中で近隣の導入市区町村の状況を調査したところ、クレジットカードやペイジーの利用率は概ね1パーセント前後、利用率の高い税目でも全体の数パーセントという状況でした。

また、領収書が手元に残らない、軽自動車の車検用納税証明書をあらためて取得する必要がある、手数料の負担が発生する場合があるなど、納税者に対してのデメリットもあることから、現在のところ導入にはいたっておりません。

平成26年1月の総務省の調査結果によりますと、全国1,742市区町村のうち、クレジットカードによる収納を行っている市町村は51団体、埼玉県内では3市、ペイジーによる収納を行っている市町村は37団体、埼玉県内では1市ございました。

今後につきましても、クレジットカードによる納税を含め、納税者の利便性や費用対効果等あらゆる観点から、納税環境の整備を検討してまいります。（平成26年5月20日：収納課）

2. 中央市民会館・市役所の駐車場について （結果：調査・検討）

中央市民会館の駐車場は、民間の駐車場に比較して駐車料金が高いと感じます。また、市役所の駐車場は自動になっているのに、管理の方がいるのは無駄ではないかと思えます。

■中央市民会館は、心の触れ合う豊かな地域社会の形成と市民文化の向上に資することを目的に、平成4年4月に開館しました。現在は、指定管理者制度を活用して公益財団法人越谷市施設管理公社に管理・運営業務を委託し、効率的な運営に努めております。

また、施設利用の特色として、近隣の市町との協定により、本市を含めた5市1町の住民や企業等の皆様が気軽に利用いただける施設としております。

ご指摘いただきました、地下駐車場をはじめとする施設の使用料につきましては、これらの施設を利用される皆様の受益者負担を原則として、使用料を設定させていただいております。一方、施設の維持管理に要する経費については、毎年度使用料収入でまかなえる割合は、経費全体の2割ほどとなっており、残りの8割の経費については、施設を利用されない方も含めた越谷市民全体で広くご負担いただいているのが現状でございます。

今後とも、中央市民会館を利用される皆様が、施設を快適にご利用いただけますよう適切な維持管理に努めるとともに、使用料のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

なお、市役所南側来客駐車場については、開庁日の午前8時から午後6時まで市役所に用事のある方の無料駐車場となっております。市役所に用事のある方は、駐車券に用務先の課で承認印を

受けていただき、職員が確認しています。この確認については自動精算機で対応できないため、駐車場内の誘導整理等を行っている守衛が行うこととしております。

(平成26年7月15日:市民活動支援課、総務管理課)

3. 防災行政無線の放送について（結果：その他）

□振り込め詐欺などの放送の音量が大きく、しかも放送が2回あるので、非常に耳障りです。音量を調整し、放送回数を1回とするなど、改善をお願いします。

■市民の皆様大切な財産、生命を守るためにも、防災行政無線(固定系)は、最良の情報伝達手段の一つと考えおり、放送内容につきましては、市民の皆様緊急にお知らせする必要がある情報として放送させていただいています。

振り込め詐欺につきましては、現在、キャッシュカードや現金を直接自宅などに取りに来る手口が大半となっており、市内においても被害が急増しています。注意喚起の放送につきましては、越谷警察署の依頼にもとづき、年金の支給日(偶数月の15日)及び市内において実際に被害が発生し、市民の皆様注意を促す必要がある場合に実施しています。

また、迷子や迷い人に関する放送につきましては、生命に危険性がある場合で、越谷警察署の依頼にもとづき実施しています。人命に危険性があると判断されたものについて、広く市民の皆様にご協力いただき、一刻も早く迷子や迷い人の安全を確保する必要があることから放送しています。

なお、ゆっくりと同じ内容を2回繰り返す放送手法につきましては、他のスピーカとの音の重なりを防ぎ、聞き取りやすくするために実施しています。

放送の際には、スピーカ周辺の方々等のご迷惑を考え、最低限の時間、回数の範囲で行っておりますが、近隣の皆様には、音量などの点で様々なご意見をいただいています。

一定の地域に音を届かせる必要性もあることから、最低限の役割を損なわない範囲ではありますが、いただいたご意見を参考に音量の調整などを検討してまいります。

(平成26年8月8日:広報広聴課、くらし安心課)

4. 陶芸窯の使用料について（結果：調査・検討）

□地区センターで陶芸を楽しんでいますが、現在のところ、陶芸窯の使用料は無料となっております。陶芸窯を利用するには大量の電気を使用していますので、会場の使用者が多少でもその料金を負担すべきではないかと思えます。

■陶芸窯の使用料につきましては、現在のところ、備付器具使用料として別個にいただいております。

地区センター・公民館には、部屋の用途に応じて様々な器具を備えておりますが、施設を気軽に使用していただけるよう、越谷市地区センター設置及び管理条例及び同施行規則において、備付器具使用料の規定はございません。

しかしながら、陶芸窯で作品を焼き上げる際には、一日中電気を使用し、その後も数日間、乾燥

などで窯を使用することになるため、使用する方から一定の負担をしていただかなければならないと考えています。現状では、陶芸窯は工作工芸室と一体的に使用するものと考えており、使用する団体等には、窯入れ前の製作には工作工芸室を使用していただき、使用料を納めていただくよう努めているところでございます。

今後におきましては、消費税増税に伴う料金の見直し、並びに設備の維持管理における受益者負担など、使用料のあり方について総合的に検討し、地区センター・公民館の適切な維持管理に努めてまいります。(平成26年12月10日:市民活動支援課)

5. LED照明の利用について(結果:調査・検討)

市役所内の照明を直管形LED照明に代えれば、電気代が節約できるのではないかと思います。

■LED照明につきましては、CO2削減や消費電力の削減、長寿命等にご貢献するものとして、様々なところで普及が進んでおります。また、家庭などでも電球型のLED照明が徐々に取り入れられております。本市においても、現在建設中の(仮称)第三庁舎の一部照明のダウンライトにLED照明を導入しているところでございます。

直管形LED照明につきましては、市場規模もまだ小さく、技術、生産コストに課題があるようで、従来の蛍光灯に比べると価格が割高であるなど、導入につきましてはさらに調査をしなければならないと考えております。

ご提案いただきました「直管形LEDランプの役所での適用検討」につきましては、引き続き、費用対効果やLED照明器具の性能など調査を進めるなかで検討してまいりたいと考えております。

(平成26年12月10日:総務管理課)

6. 投票所の立会人について(結果:一部実施、調査・検討)

投票所での立会人ですが、毎回ほとんど同じ方が務めているように感じます。自治会に人選をお願いしているようですが、若い方を人選するなどして、投票率の低い若年層の関心を高めることができればと思います。また、長時間座り続けるのは大変なので、立会人を入れ替えることも検討いただければと思います。

■現在、越谷市における投票立会人は、市内71か所ある投票所それぞれについて、投票区域内の関係自治会の自治会長に依頼し、ご推薦いただいた方をもって選任しています。

これは、投票立会人が選挙人の代表として公正な投票及び投票事務の執行を監視していただく重要な役割であること、また、業務の性格上、当該選挙の候補者と関係のない公正・中立な人物であることが望まれることなどの理由から、投票区域内の住民を最もよくご存知である自治会長に適格な方の推薦をお願いしているところでございます。

推薦に際しては、女性・青年層の積極的な推薦をお願いしており、実際に毎回新たに成人になられた方を推薦いただいている投票区もございますが、全市に浸透しているとは言えない状況ですの

で、引き続き働きかけを継続してまいります。

本市といたしましても、若年層の低投票率は大きな課題と捉えており、平成25年の市長選挙には、若者に政治・選挙に興味をもってもらうことを目的として、市内の大学生・専門学校生を臨時職員として採用し、投票事務に従事していただきました。

また、本年4月に行われる統一地方選挙においては、新採用職員をはじめとした市役所の若い職員による啓発イベントなども企画し、若年層の投票率の向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、立会人の交代制の導入につきましては、費用や推薦いただく自治会の負担なども考えられることから、今後の検討課題とさせていただきます。(平成27年2月9日:選挙管理委員会)

2. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

7. 保育所への入所について（結果：実施困難）

仕事をするために子どもを保育所に預けたかったのですが、入所できませんでした。選考に際して、家庭の事情などを考慮いただければと思います。

■保育所の入所につきましては、児童福祉法及び児童福祉法施行令に基づき、越谷市保育の実施に関する条例で「保育の実施基準」を定めており、法令等に基づき入所選考を行い入所者を決定いたします。

選考にあたりましては、保護者、同居人及び児童の状況等を確認し、保護者等の就労の状況や出産・病気など保育の要件(保育に欠ける程度)を点数化し総合的に判断します。その中で家庭状況についても、生活保護世帯や母子家庭・父子家庭世帯に対しての加点を行っており、保育の実施基準表を公表し公平な審査を行っています。さらに、第三者機関である越谷市保育所入所選考委員会による公正な審議を踏まえ、入所決定を行っています。

いただいたお手紙にあるように、厳しい状況であることは十分お察しいたします。しかしながら、多くの方が保育所申込をされる中、現在の保育所入所につきましては「越谷市保育実施基準表」に基づき入所選考をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、来年度から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」への移行に伴い、保育所入所の取り扱いが大幅に変更になることが予想されます。本市においても、この状況を踏まえ対応してまいります。

また、0歳児から2歳児までを対象とした越谷市指定の家庭保育室が市内各所にあります。当該施設は認可外の施設ですが、本市の関係条例、規則、監督基準に基づく立入調査などを経て、市が指定しているものです。保育料につきましても、定額ではなく、年齢や保護者の所得税等の状況によって市からの助成がありますので、ご利用を検討いただきますようご案内申し上げます。

(平成26年5月14日:保育課)

8. 高齢化対策について（結果：調査・検討）

越谷市でも今後ますます高齢化が進むと思われませんが、孤独死を防止するためにも、高齢者が共同で生活できる集合住宅があればよいと思います。

■本市におきましても、高齢者人口が増加し、昨今の長寿化や核家族化などから、高齢者のひとり暮らしはますます増加していくことが予想されております。その中で、高齢者の皆さんが能力を活かしつつ、孤独も解消し、さらに地域を豊かにするという点では、現在、自治会や老人クラブなどの活動があります。

このような地域の活動は、災害対策活動につながるとともに、子どもや高齢者が安心して生活できる環境づくりのために重要なものと考えております。これまで都内など市外で働いてきた方が、定年を迎えてすぐに地域の中で活躍することは難しいことかもしれませんが、地域のまちづくり活動に多くの方が参加することにより、安全・安心なまちがつけられ、次世代の越谷を担う若者が育成されると考えております。

ご提案いただきました老人共同住宅モデル事業につきましては、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅などが市内にも増えており、高齢者の共同生活の場となっておりますが、やはり、住み慣れた地域において、多様な世代との交流や自治会等における地域づくりにご参加いただくことに大きな意味があると考えております。

高齢者の孤独化や住宅問題は既に大きくなりつつある問題であり、いただきましたご提案につきましては、今後の本市の社会・経済状況や高齢者の住宅環境などを注視しつつ、必要に応じて検討してまいります。（平成26年6月5日：高齢介護課）

9. ゆりのき荘の利用について（結果：実施）

ゆりのきそうでおじいちゃんと将棋をやりたいです。

■ゆりのきそうは、60才からつかえるところなので、ふだんはつかえません。ごめんなさい。

でも、月に1回、ゆりのきそうでは、毎月だい3土曜日が「ふれあいデー」といって、年れいにかんけいなく来てもよい日があります。

その日に来て、おじいちゃんと将棋をしてください。

おまちしています。（平成26年6月17日：高齢介護課）

10. 運動会の開催日について（結果：実施困難）

こどもが小学校と保育所に通っていますが、小学校と保育所の運動会の開催日が初めて重なってしまいました。運動会の開催日を調整していただければと思います。

■本市の公立保育所におきましては、保育所生活にあたり、各保育所の保育方針、1日の過ごし方、年間行事等につきまして、保育所ごとに概況を作成しております。日程につきましては、新規事業な

どを実施する場合を除き、前年度と同時期に計画しております。

平成26年度の保育行事日程につきましては、平成25年度末の3月に新年度行事の日程を配布して保護者の皆様にお示したうえで、行事を実施しているところでございます。

該当する保育所の運動会につきましては、昨年同様10月の第1週の土曜日に予定しており、日程につきましては昨年度配布いたしました行事予定表により在所児童保護者の皆様にご理解をいただいているところでございます。

小学校と保育所に通う兄弟姉妹との行事が重なることで、保護者の皆様の行事参加に不都合が生じるとのことですが、保育所には小学校のような学区がございません。通所が可能であれば市内各地区から通所してくること、また、小学校の学区に関わらず保育所が設置されていることなどから、保育行事日程を決める際にそれぞれの保育所と小学校等との日程調整を行うことは、非常に難しいものと考えております。(平成26年7月10日:保育課)

11. 公共の場での禁煙について (結果: その他)

□飲食店などで喫煙する人をよく見かけますが、本人の健康はもちろん、周囲の人にとっていいものではありません。市で条例を制定するなどして、禁煙に力を入れていただければと思います。

■本市では、「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画 いきいき越谷21」を作成し、その中で「たばこの健康への影響を知ろう」「まわりの人を思いやり分煙につとめよう」を基本目標に「喫煙による健康への影響に関する知識の普及」、「分煙による環境保全の推進」等を行動目標に掲げて、市民の皆様や小中学生を対象とした講演会等における啓発事業の実施や、環境美化事業を実施しております。

ホームページで喫煙による健康への影響を周知し禁煙を促すとともに、禁煙外来を実施している医療機関について情報提供を行っております。さらに、禁煙したいという市民を対象に健康教育を実施し、禁煙支援を行っているところでございます。

受動喫煙の防止について、健康増進法第25条では「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、禁煙区域の指定など分煙化が進められております。

しかしながら、これらはいずれも事業主や公共的施設の管理者に対する努力義務となっております。市といたしましては、今後も喫煙による健康への影響に関する知識の普及啓発や禁煙支援等の保健事業を実施し、健康づくりの推進に努めるとともに、ホームページ等で分煙の必要性についても周知するなど様々な機会を通じて取り組んでまいります。

また、本市では、平成20年4月1日から「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内全域の公共の場所では喫煙を行わないようにするという努力義務を規定するとともに、通勤や通学等で往来の激しいJR武蔵野線南越谷駅及び東武伊勢崎線新越谷駅のロータリー周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定し、指定喫煙場所以外での喫煙を禁止しております。

現在、指定喫煙場所は北口と西口に1か所ずつございますが、バス及びタクシーの乗降場所や駅

利用者等の動線を外れた場所に設置しており、パーテーションで囲って煙の拡散を防いでおります。

しかしながら、指定喫煙場所以外で喫煙する人や歩行喫煙、たばこのポイ捨て等、ルールを守らない喫煙者も見受けられます。基本的には公共の場所を利用する人のモラルの問題ではございますが、大変残念なことと考えており、市では広報紙等を通して啓発活動を行っております。

引き続き、公共の場における喫煙マナーの向上に向けて一層の啓発活動に努めてまいります。

(平成26年10月29日：市民健康課、環境資源課)

12. ヘルプマークの導入について (結果：実施)

□東京都では、見た目では分からない障がいをもっている方が、援助を得やすくするため、ヘルプマークを作成しています。越谷市でも普及に努めていただければと思います。

■埼玉県では、ヘルプマークと同様に内部障がい等を示すマークとして「ハート・プラスマーク」がございます。このハート・プラスマークは、NPO法人ハート・プラスの会で作成され、平成24年度から県内各市町村が協力して普及啓発に努めています。

本市におきましても、内部障がいに係る身体障害者手帳交付時や窓口相談の機会を捉えて、ハート・プラスマークの案内と併せてNPO法人ハート・プラスの会と県との共同事業で作成された携帯カードを配布しています。

今後も、外見からはわからない、見えない障がいについて市民の理解を深め、内部障がいのある方が暮らしやすい社会を実現するため、市ホームページなどを通してハート・プラスマークの普及啓発を進めてまいります。(平成26年12月4日：障害福祉課)

13. 徘徊による行方不明防止について (結果：調査・検討)

□徘徊等の心配のある方の靴にカラーテープを貼り、行方不明になった際に早期発見、保護する取組みを知りました。越谷市でも参考にさせていただければと思います。

■本市では、徘徊高齢者対策として、認知症徘徊高齢者の安全を確保するとともに、家族の負担軽減を図る「認知症徘徊高齢者家族支援サービス事業」を実施しております。このサービスは、認知症により徘徊しがちな高齢者に位置検索機能がついた端末機を貸与し、その高齢者が徘徊して所在がわからなくなったときに位置を検索し、家族へ現在位置を連絡するものです。

さらに、「越谷市地域包括支援ネットワーク」の構築にも力を入れており、高齢者やその家族など、支援を必要とする人が、住みなれたまちで安心して暮らし続けることができるように、自治会、民生委員、民間事業者などの協力機関・団体の方が普段の関わりの中で見守りや助け合いをしていく取組みも行っています。

ご提案いただきました徘徊等の心配のある人の靴にカラーテープを張ることにつきましては、兵庫県たつの市において、徘徊高齢者等早期発見ステッカー「ピカッとシューズステッカー」を作成し、配布していると伺っています。これは、光に反射する蛍光ステッカーを使用する靴の前面及びかかと部

へ貼り付けるもので、車のシルバーマークのように周囲に注意を促す効果があります。しかし、徘徊した際、ステッカーを貼り付けた靴ではなかった、はがれてしまったなど、確認できないことがあります。また、認知症徘徊高齢者であることを第三者に知られてしまい、かえって事件等にまきこまれるおそれもあります。

したがいまして、いただいたご提案につきましては、参考にさせていただき、先進事例を調査してまいりたいと考えております。(平成27年2月6日:高齢介護課)

3. 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

14. 公園維持管理活動について (結果:実施)

公園の維持管理活動をしているボランティア団体が多数あるかと思いますが、市が除草を委託している業者と調整しながら、効率的な維持管理を行ってほしいです。

■本市では、「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、公園の維持管理活動をしていただける団体を募集しております。協力いただける団体を募集することで、市民の方が公園の維持管理活動に参加していただき、公園に対する愛着を高めていただくとともに、市民の皆様と行政との協働による公園の維持管理を推進することができればと考えております。

現在、49の団体が小さな公園から大きな公園、緑道等において、花植えや清掃・除草活動等を行っていただいております。本市の公園の維持管理状況でございますが、小規模公園では、活動団体に主体的な管理を行っていただいております。比較的大きな公園では、公園全面積を活動団体が維持管理することが困難であるため、活動できる範囲で花植えや日常的な清掃・除草活動等を行っていただいております。

今後とも、市民の皆様との協働による公園の維持管理を推進してまいります。

(平成26年5月29日:公園緑地課)

15. 大袋駅周辺について (結果:実施、実施困難)

大袋駅周辺の整備が続いていますが、利用しづらくなったと感じています。駅への道も途中で切れていて、駐輪スペースも少なくなりました。もう少し便利になればと思います。

■大袋駅から西側に伸びている道路につきましては、都市計画道路大袋駅西口線と言い、現在、市の北部地域の拠点づくりとして施行中の西大袋土地区画整理事業地内を横断し、元荒川沿いの県道大野島越谷線までを整備する予定でございます。

この大袋駅西口線につきましては、既に完成している区間もありますが、ご指摘のように未整備な区間もございますので、同路線へ通じる道路等においても大変ご不便をお掛けしております。

現在、同路線の早期開通を目指し、道路建設予定地内に立地している建物移転等の整備を進めております。

次に、大袋駅周辺の自転車置場設置についてのご要望でございますが、公共施設を設置するためには、土地の取得や建設にかかわる費用のほか、管理運営に多額の費用を要します。特に、駅前周辺においては空地も少なく、まとまった土地を取得することは大変困難な状況でございます。このため、本市におきましては、鉄道事業者に駐輪場の整備のご協力をお願いするとともに、公益財団法人自転車駐車場整備センター等に駐輪場の設置・運営を働きかけてまいりました。

大袋駅周辺につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターや民間が管理運営する駐輪場が13か所設置されており、収容台数は約5,100台となっております。

大袋駅周辺駐輪場全体の利用率は約4割の概ね2,000台(平成25年8月調査)で、駐輪場全体の収容台数の約6割が未利用の状況となっております。まずは、既存の駐輪場をご利用いただきたいと考えております。(平成26年7月1日:市街地整備課、くらし安心課)

16. 中央市民会館前の救命用具について (結果:実施)

□中央市民会館付近の用水路では、コンクリート製の岸壁で子どもが遊んでいるのを見かけます。万が一のためにも、近くに救命用具を設置いただければと思います。

■緑道の整備にあたりましては、地域住民が身近に自然と触れ合うことが出来る憩いの場となるよう、親水性を高め、景観に配慮した整備を行っており、あわせて安全性を確保するため、水際には緊急時の救命用具として浮き輪を設置しております。

ご要望のありました箇所について現地を確認したところ、ご指摘いただきましたコンクリート製護岸は、本来、人が歩く場所ではございませんでしたので、立ち入りができないような対策を検討してまいります。

また、近くに救命用具はございませんでしたので、より安全性を高めるため、浮き輪の設置を進めてまいります。

今後も、市民が安全で安心して緑道を利用できるよう適切な維持管理に努めてまいります。

(平成26年8月26日:公園緑地課)

17. せんげん台駅周辺について (結果:関係機関)

□せんげん台駅西口方面に引っ越しますが、駅付近は鉄道が高架になっておらず、東西の行き来が不便です。また、駅の東口は賑わっているものの、西口は店舗が閉鎖されるなど、閑散としています。東西の往来を自由にするなどして、せんげん台駅がより発展できるようにしていただければと思います。

■せんげん台駅周辺の街の発展についてですが、鉄道は、沿線住民の通勤や通学、買い物等、都市生活に重要な交通手段となっており、地域経済の発展には欠くことのできない公共交通機関です。

一方で、鉄道は、道路と平面交差することにより、交通渋滞や踏切事故、まちの分断化などが大きな社会問題となっている側面もあります。

そこで、平成元年度から実施した東武伊勢崎線の線増連続立体交差事業は、埼玉県が事業主体となり、「草加市境の綾瀬川から大里地内までの延長約6.6キロメートル(北越谷駅以南)」を事業区域として、平成13年3月に完成し、市内の東西交通の障壁が解消されたところでございます。

本市としましては、北越谷駅以北についても、鉄道を高架化することで東西地域の一体化を図ることが望ましいと考えており、埼玉県及び東武鉄道(株)に対し、沿線関係自治体で構成する「東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会」を通じて要望活動を行っています。毎年、より広域的な見地から、東武動物公園駅までの高架化、輸送力の増強、利用者の利便性の向上及び安全性の確保、並びに駅施設の改善等について要望活動を行っておりますが、現状においては、具体的な進展には至っておりません。

安全で快適な街づくりを進めていく上では、北越谷駅以北の高架化は非常に重要であり、引き続き、沿線関係自治体と連携を図りながら、要望活動等を行ってまいります。

なお、駅に地下道やエレベーターを新たに設置することについては、設置場所の用地確保等の問題もあり、現段階においては困難であると考えております。(平成26年9月10日:都市計画課)

18. レイクタウンのビオトープ周辺の安全確保について (結果:調査・検討)

□レイクタウンのビオトープ内に雑草が生い茂り、見通しが悪くなっているところがありますので、維持管理をお願いします。また、防犯カメラや外灯を設置し、歩行者の安全を確保していただければと思います。

■レイクサイドウォークを含む大相模調節池は、独立行政法人都市再生機構(以下、UR都市機構)により越谷レイクタウン特定土地区画整理事業として工事が進められ、平成26年10月16日に工事完了となりました。それまでの管理者はUR都市機構でしたが、平成26年10月17日に一級河川として指定され、埼玉県が調節池及び河川管理用施設、本市(公園緑地課)が芝生広場やレイクサイドウォークなどの公園的施設の管理者となっています。

ご提案をいただきました「大相模調節池のビオトープの環境整備について」ですが、ビオトープは、そこで活動しているボランティア団体が日々の管理を行っており、植物等を刈る際は団体との調整が必要になります。現段階では、防犯カメラの設置や外灯の増設を行うことは難しい状況ですが、ビオトープの安全性を確保するため、今後も維持管理をお願いしている団体等と環境整備について話し合いを行い、適正な管理に努めてまいりたいと考えています。

新たな越谷市の顔でございます「越谷レイクタウン」が、多くの皆さまに愛され、安心してレイクサイドウォークなどの施設をご利用いただけるよう、関係機関等との調整を図りながら魅力あるまちづくりを進めてまいります。(平成26年10月23日:都市計画課)

19. 越谷レイクタウンについて (結果:その他)

□越谷レイクタウン駅から徒歩20分ぐらいの場所に住んでいますが、自分の住んでいる場所からは駅へ向かうバス路線がありません。バス路線を新設いただければと思います。また、今後も住民が増えていきますので、スーパーやドラッグストア、幼稚園などがあれば、より住みやすくなると思います。

■市では、これまでにいただきましたバス路線の拡充などのご要望について、バス事業者等で構成する「越谷バス網整備研究会」などを通じてバス事業者に情報提供しています。また、より多くの市民の皆さまが、身近な公共交通機関であるバスを利用していただけるよう、ご要望の多いバス路線等の実現に向けて、バス事業者へ積極的に働きかけを行っています。

さらに、バスの運行に必要な道路環境整備や運行情報のご案内などの側面的支援を行うことで、新規路線の実現や既存路線の拡充に取り組んでおりますが、採算性や定時性の確保が課題である地区につきましては、路線の新設が困難となっております。

ご要望いただきましたバス路線の拡充につきましては、平成26年11月1日より、朝日自動車株式会社が運行する「越谷駅東口～市立病院～越谷レイクタウン駅北口線」のルートが変更されています。この変更により、バス路線のルートがお住まいの周辺に変更されますので、ご利用いただければ幸いです。

なお、スーパーやドラッグストア、幼稚園などにつきましては、土地の所有者が自らの土地利用計画に基づき建築するものであり、現在のところ建設されておきませんが、レイクタウン地区はこれからも成長する地区であると考えており、今後、建築されるのではないかと期待しております。

(平成26年11月5日：都市計画課)

4. 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

20. 古着の再利用について (結果：調査・検討)

□古着の回収ですが、捨ててある古着の中にもまだまだ利用できるものがあります。市が仲介して、古着が必要な人に行き渡る方法を考えていただければと思います。

■本市では、平成18年度からごみの分別を15種類として、市民の皆様にご協力をいただきながら、それぞれのごみの特性に合わせ、有効な資源物としてリサイクルや再使用を行っています。

ご提案いただきました古着類については、収集後に専門の再生事業者を引き渡しを行っています。再生事業者では、引き受けた古着類のうち、程度がよくそのまま衣服として利用できるものについては選別し、古着として国内外で利用されています。衣服としての利用に適さないものについては、機械類の油や汚れなどをふき取るための「ウエス」として再商品化するため、裁断などの処理を行っています。

これらに適さない一部のものについてのみ焼却処理され、発生した熱は発電や熱供給などの有効利用を行っています。

また、特に他の人に使ってほしい、他の衣類より高価なものであるなどの理由で集積所に出したくないという古着類については、リサイクルプラザ啓発施設にお持ちいただき、必要な方にお譲りすることについて検討しています。

古着類については、すでに有効な資源物としてリサイクルや再使用を行っており、今後も引き続き適正な処理を行ってまいりたいと考えております。(平成26年5月22日：環境資源課)

21. 洪水警報について （結果：調査・検討）

□越谷市に洪水警報が発令されていることをインターネットで知りましたが、市のホームページではその情報がなく、無線での放送もありませんでした。もっと積極的に情報を発信していただければと思います。

■平成26年6月6日に発令された洪水警報の情報提供につきましては、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、市民の皆様に対して、いかに有益な情報を迅速かつ的確に伝達するかは、大変重要であると考えております。

本市におきましては、市民の皆様へ速やかに情報提供をするため、気象情報や河川情報を関係機関から入手するとともに、職員による市内パトロールを実施し、浸水や被害状況等の情報収集に努めております。

また、情報伝達手段として、防災行政無線やホームページ、越谷cityメールのほか、ツイッターやエリアメールなど、複数の媒体を活用し情報を伝達する体制を整えております。

一方、災害時の情報提供については、刻々と推移する状況の中で、市民の皆様には過大な不安を与えないよう、いつの段階でどのような情報を、どこまでの範囲の市民の皆様には提供するかは慎重に判断する必要があると考えております。

気象庁から発表される洪水警報は、1時間の雨量が60ミリ、または上流域に降る雨の量や下流による時間差を考慮した流域雨量指数などの基準を用いて発表されます。今回、発表された洪水警報につきましては、市の北西部を流れる大落古利根川(おおおとしふるとねがわ)流域の流域雨量指数が一定の基準となったことから、発表されたと伺っております。

このような状況の中、本市では、6日から水防体制を編成し、関係各課の職員が24時間体制でパトロールを実施するとともに必要箇所にポンプを設置し、内水排除など水防活動に取り組みました。

また、今回の洪水警報の情報提供につきましては、洪水警報の発令により現地確認を行い、避難準備の必要性などを総合的に判断し、市民の皆様には過大な不安を与えないよう慎重に検討した結果、市からはあらためてお知らせしないことといたしました。

今後も、今回の大雨などの災害対応の実務経験等を踏まえ、災害発生時の被害軽減に向けた体制構築及び市民の皆様への情報提供を効果的に実施するための調査・検討を重ねてまいります。

(平成26年6月20日:危機管理課)

22. 防犯カメラの設置について （結果：実施困難）

□近所に神社がありますが、男子中高生と思われるグループが、夜間にこの場所で騒いでおり、警察にパトロールを依頼しています。今後、このような行為を防止するためにも、ここに防犯カメラを設置していただければと思います。

■防犯カメラは、犯罪捜査の手がかりや犯罪を抑止するための手段の一つとして利用されておりますが、市民がその容ぼう、姿態をみだりに撮影されない自由との関係もあり、設置・運用には慎重な

対応が求められております。

埼玉県においては、平成17年3月、設置にあたり防犯指針を策定し、設置場所や運用責任者、画像の取扱いや画像の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止その他画像の安全管理の措置に関するなどが示されたところです。

本市でも、平成17年10月、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」を策定し、「映像の利用及び提供の制限」や「映像の利用及び提供の報告」「映像の維持管理」などを定め適正な管理・運用を行っております。

市内では、南越谷商店会において、商店街を対象とした国及び市の補助金を活用し、新越谷駅・南越谷駅周辺に防犯カメラを設置しており、適正な管理のもと運用されているところです。

防犯カメラは、行政機関が設置している各種公共施設をはじめ、商店街による商業施設や金融機関など不特定多数の方が利用する施設や場所に犯罪抑止等を目的に設置されております。

しかしながら、防犯カメラの設置及び利用については、プライバシーや個人情報の保護に配慮しつつも設置者の裁量に委ねられている現状がある中、設置について行政機関が主体となってカバーしていくことは、管理・運用等含め一定の限界もあると思われまます。行政機関との連携のもと、それぞれが主体的に取り組んでいただくことが重要であり、こうしたことが結果として大きな犯罪抑止力へと繋がっていくものと考えております。

ご要望の防犯カメラの設置等でございますが、自治会などで主体的に防犯対策に取り組んでいただくことで、防犯に配慮した地域環境の整備が進み、犯罪のさらなる抑制に繋がるものと考えており、新たな制度や市が設置者になることなどについては、現時点では予定はございません。

このたびのご要望につきましては、市からも越谷警察署に情報提供を行うとともに、夜間のパトロール強化をお願いいたしました。引き続き、犯罪を起こさせにくい地域社会の実現に向け、警察や市民の皆様とより一層の連携を図りながら、各種施策や事業を積極的に推進してまいります。

(平成26年7月10日:くらし安心課)

23. ごみ出しについて (結果:調査・検討)

ごみを出す準備は地域に任されていますが、高齢者が重いカゴをいくつも準備するのは大変です。市でカゴを回収しているところもあるようですので、検討をお願いします。

■本市の資源物や不燃物のカゴによる分別収集は、資源のリサイクルや適正処理の推進に効果を上げており、このような分別収集が、市民の皆さんのご労苦に支えられていることに深く感謝しております。

ご案内のとおり、ごみ集積所やカゴにつきましては、それぞれの地域の皆さんで場所を決め、管理していただいています。地域によっては、集積所にカゴを常時置いている所もありますが、お手紙を拝見したところ、カゴを当番制で各家庭への持ち帰り、管理されているように推察いたしました。

ごみ集積所の場所については、通り抜けできる道路に面し、障害物などがなく、収集車が安全に収集できる場所で、近隣にお住まいの方のご了解が得られる移動先があれば、新たな集積所としてごみ収集を行うことができます。その場合は、ご利用の方々でご相談いただき、集積所を移動する依頼書をリサイクルプラザ(TEL976-5375)に出していただくこととなりますので、地域の皆さんでご検討い

ただければと存じます。

また、カゴにつきましても、一回り小さい軽量のカゴやキャスター付きのカゴもご用意しています。ご要望があれば交換しておりますので、ご検討いただければと思います。

なお、市がごみ集積所にカゴを配布し回収するなどのご提案につきましては、現在収集している車両と異なる形態の車両を用意し、受け入れる処理施設での処理方法を変更したりする必要が生じるなど、簡単に変更することができないのが実情です。

今後も、市民の皆さんのご協力をいただきながら、ごみ収集のあり方について検討を進めてまいります。(平成26年7月17日:リサイクルプラザ)

24. ペットボトルの回収について (結果: 調査・検討)

□ペットボトルの回収が2週間に1回となっていますが、非常にかさばるものであり、回収日まで保管するのに苦慮しています。毎週回収していただければと思います。

■本市ではペットボトルを2週間に1回収集しておりますが、埼玉県内では、約3割の市が毎週ペットボトルを収集しております。

しかしながら、本市において、これまでどおりの収集時間を維持しながらペットボトルを週1回収集するためには、収集車両の調達や維持、人件費などが大きく増えることとなり、簡単に実施することができないのが実情です。

ペットボトルはかさばることから、ミネラルウォーターや飲料を多く利用する夏場には、ごみ出しまでの間、ご家庭での保管に苦慮される状況もあるものと理解しており、また、ペットボトルの利用量は今後も増え続けると予想されます。

このような状況を鑑み、他のごみの収集方法なども含め、実態に即したごみ収集のあり方について、他市の事例も参考としながら引き続き検討を進めてまいります。

(平成26年9月26日:リサイクルプラザ)

25. カラス対策について (結果: 調査・検討)

□自宅周辺にカラスが多く飛来し、騒音やフンの被害にあっています。電力会社や電話会社に対応していただきましたが、カラスの数は減りません。市でも対策を講じていただければと思います。

■市内のカラス被害につきましては、ご指摘のありましたフンによる被害や鳴き声による騒音、春から夏にかけての産卵・子育て期に、巣などに近づいた人間への攻撃、ごみ収集場所の生ゴミの散乱行為など、本市といたしましても対応に苦慮しているところでございます。

本市では、カラスの巣が市の管理する公園や街路樹などに作られた場合は、人間への攻撃を防止するため、巣の撤去を行っております。また、平成13年からは、市内の自然保護団体と協力して、久伊豆神社周辺に夕方集まるカラスの個体数調査を継続して実施しておりますが、ここ数年、個体数の著しい増加や減少の傾向は見られておりません。

なお、平成24年に市内全域で行った飛来方向調査によりますと、市外からも、久伊豆神社をめぐらとしてカラスが集まっている状況が確認されております。

カラスやその卵の捕獲・殺処分については、生態系への影響や倫理的な問題などもあり、慎重に検討する必要があります。周辺自治体からもカラスが飛来している状況を鑑みますと、本市のみならず広域での取組みが必要となるため、今後、周辺自治体と連携して対策を検討してまいります。

(平成26年10月6日:環境政策課)

26. 防災ラジオの導入について (結果:調査・検討)

□自分の住んでいる付近では、防災無線の放送が聞き取りにくくなっています。防災ラジオを配布している自治体もあると聞いたことがありますので、越谷市でも導入を検討いただければと思います。

■越谷市防災行政用無線(固定系)は、災害時における市民の皆様への情報提供手段として、昭和59年度に設置をはじめ、その後、住宅地の新規開発や鉄道高架事業の影響などを考慮して増設や移設をしてまいりました。現在、197基の拡声器を備えた子局を設置して、災害情報のほか、各種の情報提供に利用させていただいておりますが、ご指摘いただきましたように、近年の高層建築物の建設や住宅の気密性の向上、放送当日の降雨や風などの気象状況などにより、放送の音が聞こえづらいこともございます。

本市といたしましては、音の重なりを防ぐため、スピーカを適正な方向に配置し、2回に分けて放送を行うなど、様々な方策を調査、検討し、機能の有効活用に努めているところでございます。

また、音が聞こえづらい方々につきましては、防災行政無線の放送に合わせて放送した内容等を携帯電話にメールでお知らせする「越谷 city メール配信サービス」への登録をお願いしており、現在、非常に多くの市民の皆様にご活用いただいております。

ご提案いただきました「防災ラジオの導入」についてですが、本市としましても、室内で受信できる点において有効であると考えております。しかしながら、あくまで電波を受信するものであることから、周辺の建築物の立地状況や気候などにより受信状態が左右され、放送内容が確認できない事態も生じる可能性があります。さらに、導入に多額の費用がかかるほか、代替手段として、市民の皆様にご活用いただいていることから、導入につきましては難しい状況でございます。

災害情報をどのようにして、速やかに、確実に、多くの市民の方々に伝達することができるかについては、関連する機器の最新情報や、他自治体の先進事例などを参考にして、これからも調査・検討を重ねてまいります。(平成26年10月29日:危機管理課)

27. デング熱、セアカゴケグモへの対策について (結果:実施)

□デング熱やセアカゴケグモに関する報道を目にしますが、感染症対策や薬剤散布、排水路清掃など、市でも対策を講じていただければと思います。

■蚊を媒介した感染症は世界的に多く発生し、特に熱帯・亜熱帯地域で広く流行しています。熱帯地域の感染症と考えられてきたものが、地球温暖化の影響や航空機などによる人の大量移動によって、温帯地域まで拡大する傾向となっています。

感染の疑いがある患者を診察した結果、デング熱に感染したと医師が判断した場合は、保健所に届け出ることとなります。届け出を受けた保健所では、推定感染地(感染蚊に刺された場所)の可能性のある場所の聞き取りや、屋外活動に同行した者や同居者について、健康観察を行います。

本市といたしましては、埼玉県と適宜協議し、必要に応じて推定感染地の蚊の駆除等の対策を実施してまいります。

次に、薬剤散布についてですが、本市では、以前、蚊の幼虫であるボウフラを駆除するための薬剤を希望する自治会に配布しておりましたが、平成23年度に発生した薬剤の誤飲事故により、自治会への薬剤配布を取り止めております。この事故は、一斗缶により配布した薬剤をペットボトルに小分けしたことが原因で発生したのですが、事故後、本市では、この行為を重大な健康被害をもたらす可能性が高い極めて危険な行為と受け止め、蚊の駆除薬剤の配布は行わないと判断したところでございます。

平成24年度からは、蚊が発生しているとの情報提供があり次第、順次職員が現場を確認し、薬剤散布を行っております。自治会としてご要望を頂いた場合には、自治会長などにご同伴いただきながら薬剤散布が必要な場所を特定し、周辺の皆様への周知した後に、業者による薬剤散布を行っております。

次に、セアカゴケグモについてのご意見でございしますが、セアカゴケグモはオーストラリア原産の毒グモで、以前は日本には生息していませんでしたが、貨物やコンテナ、建築資材、自動車等に営巣したものが人為的に運ばれ、国内に広がったと考えられています。国内では西日本を中心に発見されておりましたが、県内でも今年になって7月に川越市で初めて発見され、その後、三郷市、春日部市、富士見市でも確認されております。市内では未だ発見されておませんが、生息している可能性もございしますので、学校や公園をはじめ、市内公共施設の関係者に向け、文書等により、注意を呼びかけており、市民の皆様には、市のホームページで注意喚起を行うとともに、情報提供を呼びかけております。

本市では、クモ用のスプレー殺虫剤を常備し、セアカゴケグモと似たクモを見つけたとの情報があった際には現地で駆除を行い、確認をしておりますが、現在のところ見つかっておりません。今後も発見情報を中心に現地確認を行い、見つかった場合は直ちに適切な対策を講じ、発見情報を公表いたします。

最後に、排水路の清掃につきましては、市のパトロールや自治会からの要望などをもとにした現地調査の結果から、基準を超えた土砂等の堆積が確認された場合に行っております。

清掃のご要望がある場合につきましては、自治会の担当の方々と立会いのうえ現地を調査し判断をしておりますので、自治会で要望箇所をまとめていただきご相談いただければと存じます。

本市の中核市移行に伴い、平成27年度には市内に保健所が新設されます。今後、薬剤散布等の保健衛生業務や、感染症対策を含めた健康危機管理についても、市が主体的に対応していくことができると考えております。(平成26年11月17日:環境政策課、地域医療課、維持管理課)

28. ごみ袋の有料化について（結果：調査・検討）

ごみ袋を有料化し、ごみの減量を図っている自治体があると聞きました。越谷市でも導入を検討いただければと思います。

■ご提案いただきましたごみ袋の有料化は、家庭ごみの有料化を行うことで、ごみを減らす方策の一つとして導入している自治体があることは認識しております。本市では、平成15年12月、「越谷市廃棄物減量等推進審議会」から、ごみの減量、市民の意識高揚、ごみ処理費用の公平負担などの目的・効果を持つものとして、「導入が適当と認められる」との答申をいただいております。

一方で、本市は、平成18年4月より、ごみの減量及びリサイクルの推進を図るため、ごみを15品目に分けて収集することを開始いたしました。実施から8年を経過した平成25年度末時点では、家庭から出される燃えるごみの量が15品目の分別収集開始前と比べて約16パーセント減少するなど、一定の効果をあげています。

このようなことも踏まえ、家庭ごみの有料化に関しては、今後のごみ量の変化や、ほかのごみを減らす取組みと合わせて総合的な検討を行う必要があると思われれます。また、市民の皆様十分に説明して理解を得ることや、燃えるごみの処理施設を運営する東埼玉資源環境組合を構成している草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町との連携と協調を図ることが必要でございます。

これらについて話し合いを進めながら、本市にふさわしい仕組みを検討してまいりたいと考えております。（平成26年11月17日：環境資源課）

29. 北越谷駅西口の喫煙場所について（結果：調査・検討）

北越谷駅西口の喫煙場所は郵便ポストのすぐ脇にあり、投函する際にタバコの煙に困っています。郵便ポストの移動は難しいと思いますが、喫煙場所を移動させることはできるのではないかと思います。

■本市では、平成20年4月1日から「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内全域の公共の場所では喫煙を行わないようにするという努力義務を規定するとともに、通勤や通学等で往来の激しいJR武蔵野線南越谷駅及び東武伊勢崎線新越谷駅周辺を、指定喫煙場所以外での喫煙を禁止する「路上喫煙禁止区域」に指定し、路上喫煙の防止に努めております。

ご指摘いただいた北越谷駅に設置してあります灰皿については、吸い殻のポイ捨てを防ぐため、バス及びタクシーの乗降場所や駅利用者等の動線を考慮して越谷市が設置したもので、駅周辺のポイ捨て防止に一定の効果을上げております。

現在の設置場所では非喫煙者の方にも煙が流れてしまうという課題があることは把握しておりますが、限られたスペースの中では、ほかに移設できる適切な場所がないのが現状でございます。

今後につきましては、駅周辺の灰皿の必要性・設置場所等について、健康増進や環境美化等、総合的な観点から検討するとともに、公共の場における喫煙マナーの向上を図るよう啓発活動に努めてまいります。（平成27年1月26日：環境資源課）

5. いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

30. 文化施設の建設について （結果：調査・検討）

□サンシティに代わる施設の建設、もしくはサンシティを建て替えるなどして、アーティストを呼べる、より大きなホールをつくっていただければと思います。

■越谷コミュニティセンターは、昭和54年8月に開館以来、市民の芸術文化の発信拠点施設として、市民文化の向上と地域文化の振興、そして心豊かな地域社会の形成に貢献することを目的に、多岐にわたる文化事業を開催してきました。

具体的には、魅力ある一流の国内外の優れた舞台芸術を鑑賞する場として、クラシック、オペラ、バレエ、ミュージカル、歌舞伎、古典芸能、ポップス、演劇等、各ジャンルのバリエーションある事業を企画し、気軽に舞台芸術に接していただく機会を広く市民に提供しています。平成24年度は計37事業を実施し、延べ38,938人の皆様にご来場いただきました。

ご指摘いただいた施設の老朽化につきましては、計画的な修繕改修を行い、安全で快適な施設としてご利用いただけるよう努めております。また、耐震性については、平成22年10月の耐震診断において「想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している」との判定をいただいております。

なお、本施設に代わる施設の建設又は建替え等については、当面予定しておりませんが、今後、社会情勢等も考慮し、調査・研究してまいります。（平成26年4月16日：生涯学習課）

31. 脱法ドラッグ対策について （結果：実施）

□先日、脱法ドラッグについてのテレビ放送を視聴しましたが、取り締まりを逃れる現状などが取り上げられていました。市としても、脱法ドラッグ対策について力を入れていただきたいです。

■ご提案は「脱法ドラッグ対策の検討」ということでしたが、脱法ドラッグを含め、薬物乱用防止等の取組みについてお答えいたします。

まず、市内小中学校では、国や県の指導のもと、思春期特有の行動や考え方が薬物乱用という危険行動に結びつかないように、年1回以上「薬物乱用防止教室」を行っています。正確な知識を学習し、さまざまな人間関係の中で正しい判断や行動選択ができるよう、発達段階に応じた内容で行っています。

薬物乱用の有害性や危険性などについては、専門的な知識を有する学校薬剤師、警察職員、保健所職員、薬物乱用防止指導員などの外部講師の協力を得て実施しています。

また、埼玉県が毎年7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定めていることを受け、例年7月中旬に「越谷市青少年の非行・被害防止街頭キャンペーン」として啓発活動を行っています。

市内の青少年育成関係団体や市内在学の高校生に加え、春日部保健所の薬事担当職員を含

めた約100名の参加をいただき、各駅頭において青少年健全育成啓発物品と併せて、違法薬物等の危険性を訴える啓発物品の配布を行っています。

さらに、市民の皆様の健康に関する相談を市民健康課(保健センター)でお受けしていますが、その中の一つとして「精神保健相談」を実施しています。こころの健康相談、薬物やアルコール等の依存症で悩んでいる方とそのご家族などの相談を受け、必要に応じ専門機関や関係団体のご紹介等もしています。

今後につきましても、関係機関等と連携を深め、啓発活動の充実、市民の皆様が相談しやすい体制作りに取り組んでまいります。(平成26年6月16日:青少年課、市民健康課、学務課)

32. 小中学校へのエアコン設置について (結果:調査・検討)

ボランティアで学校に行くことがありますが、校舎内の温度が高く、児童生徒は暑さに耐えて授業を受けているようです。教育環境を改善するためにも、教室にエアコンを設置していただければと思います。

■ 近年の猛暑を背景に、他の自治体におきまして、エアコンを設置する動きがあることは認識しております。

本市におきましても、小中学校へのエアコン設置に向け、平成26年度は基本設計としまして、各学校の教室数や受変電設備の容量、機器の選定、室外機の設置場所などの調査、検討を行っているところでございます。今後、早期にエアコンを設置出来るよう努めてまいります。

また、各小中学校に対して、児童生徒や教職員に対する熱中症の未然防止対策並びに発症の疑いがある場合の対応策等について、機会あるごとに具体的かつ詳細に指導、助言しております。特に、児童生徒が熱中症を発症することのないよう学校生活全般に対し、教職員の十分な配慮と観察を行っております。

発症の疑いがある場合は、冷房設備のある保健室で養護教諭等が迅速、適切な初期対応を図ることができるよう校内体制を整備するなど、児童生徒の安全を第一として対応しております。

(平成26年7月4日:学校管理課)

33. 特別支援学級の設置について (結果:調査・検討)

こどもが小学校の特別支援学級にお世話になっていますが、現在住んでいる学区内の中学校には特別支援学級がありません。今後のことを考えると非常に不安ですので、ぜひ学区内の中学校に特別支援学級を設置していただきたいです。

■ 特別支援学級の設置をご希望ということでございますが、平成25年度には、新方小学校及び新栄中学校に特別支援学級を新設いたしました。また、特別支援学級が設置してある学校においても、ニーズに応じて新たな障害種の学級を増設することも進めており、近年は毎年3校ペースで設置しています。これにより、平成26年度は、特別支援学級が小学校30校のうち18校に42学級、中学校は15校のうち6校に18学級の設置となりました。

しかしながら、特別支援学級の設置につきましては、その学校の特別支援学級に入級する児童生徒が複数名存在することや教室環境の整備などが基準となり、現在のところ、お尋ねの学区内の中学校に設置の予定はございません。

本市の特別支援学級の設置につきましては、国や県の動向を踏まえ、全ての児童生徒が、地域の学校で教育を受けることや一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細かな指導を受けることなどの効果を総合的に検討しながら計画的に進めています。

今後、特別支援学級の適切な設置を行うとともに、一人ひとりの教育ニーズを確かめながらきめ細かな相談を行ってまいります。

なお、ご相談につきましては、越谷市教育センター(増林3-4-1、電話:962-9300)をご活用いただければと存じます。(平成26年9月19日:教育センター)

34. 児童の通学安全について (結果:実施困難)

□春日部市では、子どもが下校するタイミングにあわせて、地域の皆さんに子どもの見守りをお願いする放送が防災無線で流れています。越谷市でもこのような放送を検討していただければと思います。

■越谷市防災行政無線(固定系)は、災害時における市民の皆様への情報提供手段として昭和59年度から整備をしております。子どもの見守り活動の放送につきましては、定時放送として、市内各所に設置してある無線設備の機器の作動状況を確認することを目的とし、1日1回、4月から9月までは午後5時30分に、10月から3月までは午後4時30分に放送しております。

放送内容につきましては、「良い子の皆さん、車などに気をつけて、もうお家に帰りましょう。地域の皆さん。子どもの安全を見守ってください。こちらはぼうさいこしがやです」となっており、子どもの見守り活動に大いに役立っているものと考えております。

子どもを持つご家庭では、この放送を一つの目安として、外で遊んでいる子どもの帰宅を促すなど、長年に渡り広く浸透しているものと認識しております。

小・中学校の下校開始時刻に一斉放送で注意喚起をしたらどうかというご意見につきましては、学校によって、また、同じ学校でも学年や部活動などの違いによって下校時刻が異なります。さらに、運動会や授業参観などの学校行事等による日程変更があり、下校時刻は一定ではありません。

市内には、小学校が30校、中学校が15校あり、下校開始時刻にはかなりの差があることから、下校時刻に合わせて防災行政無線で一斉に注意喚起を行うのは難しいと思われまます。

なお、平日の午後3時から午後4時30分にかけて、市職員が小・中学校周辺を青色防犯パトロールカーにより巡回しているほか、スクールガード・リーダーや地域の見守り隊が小学生の登下校時の見守り活動を行うなど、児童生徒の安全確保に努めております。

(平成26年10月8日:危機管理課、教育委員会・指導課)

35. 自転車運転免許証について （結果：実施）

子どもを対象にした自転車運転の講習会を開催し、受講者には自転車運転免許証を交付している学校があると聞きました。また、その学校では、通学路の安全マップを作成し、安全に配慮しているとのことでした。越谷市内の学校でも、このような取組みを検討いただければと思います。

■現在、本市では、市内の全30小学校におきまして、安全マップの作成を行っています。本市における安全マップは、小学校区内で交通量が多いなどの理由により通行する際に注意が必要な地点に印をつけ、どのように危険でどう気をつければいいのかを記載するなどしたもので、地域性を踏まえて学校ごとに作成し、毎年見直しも行っていきます。安全マップを校内に掲示するなどして、交通安全に関する児童の意識高揚と注意喚起を行っています。

また、自転車免許証につきましては、平成16年より、越谷警察署交通課による「埼玉県子ども自転車運転免許制度」を実施しています。これは、小学4年生を対象に、自転車の運転について筆記試験と実技試験を行い、免許証を交付することによって自転車を安全に利用することを啓発するものです。未実施校を中心として毎年数校ずつ実施しており、本年度は7校で実施することになっています。

なお、自転車の安全利用に関しましては、埼玉県警察本部からの「自転車安全利用五則」の周知をはじめ、児童への交通安全指導とともに保護者への啓発も行うなど、児童の安全確保に努めています。（平成26年11月5日：教育委員会・指導課）

36. 劇場（ホール）の使用について （結果：調査・検討）

毎年、ピアノの発表会で劇場（ホール）を利用していますが、会場の確保に苦慮しています。また、抽選の申込みも電話での受付ができず、不便を感じています。

■本市でピアノ発表会の会場として使用できる施設としましては、地域に根ざしたコミュニティ活動、文化活動の拠点施設として開館した北部市民会館、地域福祉、文化・コミュニティ活動の拠点施設として開館した中央市民会館がございます。また、越谷コミュニティセンターには、劇場として大ホール及び小ホールがあり、クラシックコンサート・バレエ・ミュージカル・映画等、様々なジャンルの催し物にご利用いただけます。

「市民の使用可能な日が少ない」とのご指摘ですが、前述の施設では、土日祝日にイベントを行うことが多いのが実情でございます。

市民の皆様を対象とした本市主催の催し物や施設の指定管理者による自主事業の開催などにより、一般の皆様への貸し出しのご希望に添えない日程がございます。なかには、長年にわたり同じ時期に開催し、定着している事業もございますので、日程を変更することが難しいこともございますが、各事業の実施日程を決めるにあたり、極力多くの市民の皆様にご利用いただけるよう調整してまいります。

また、施設の抽選申込みにつきましては、ご不便をおかけし、申し訳ございません。施設の抽選申込みにつきましては、抽選受付期間であれば、ご来館いただくことなく、インターネットからお申し込みいただけるシステム、「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム(まんまるよやく)」を導入しています。登録には窓口申請と金融機関への届出など一定の手続きは必要でございますが、1度登録すると2年間はインターネット上での予約申込みが可能となりますので、ご検討いただければと存じます。なお、越谷コミュニティセンターにつきましては、お電話での予約も可能でございます。

今後、いただいたご意見を参考にさせていただき、皆様が施設を快適にご利用いただけるよう施設の管理運営を行う指定管理者と連携を図ってまいります。

(平成26年11月19日:生涯学習課、市民活動支援課)

6. 全 般

37. 南越谷駅・新越谷駅連絡通路の使用について (結果:実施困難、その他)

□南越谷駅・新越谷駅連絡通路で犬猫の譲渡会を開催していますが、警察署と市役所から、使用を中止するよう話がありました。引き続きこの場所で譲渡会を開催できるよう、また、動物愛護の視点からも、この活動を市で後援していただければと思います。

■お手紙にも書かれていますとおり、ご指摘の場所は、主に新越谷駅と南越谷駅の乗降客が利用する連絡通路で、一般の交通のための道路となっています。

道路に一定の工作物、物件等を設け、継続して道路を使用する場合は、道路法(道路管理者)による道路占用許可及び一般的な通行目的以外に道路を使用する場合は道路交通法(警察署長)による道路使用許可がそれぞれ必要となります。

道路は、原則として、個人の利益につながる経済活動や一部の団体における活動で交通に支障となる行為は認めておりません。

このたびの譲渡会について、道路管理者による道路占用許可をしておりませんが、越谷警察署の道路使用許可証を所持されていると伺っています。したがって、道路使用許可期間の中でその許可条件を遵守して行われる行為でしたら、道路管理者として支障ないものと考えます。

なお、道路占用許可の対象となるものは、地方公共団体が支援することが明確で、一般の交通に支障を及ぼさないと判断された場合となり、さらに、許可書に付された条件を遵守していただくこととなります。併せて、道路占用許可及び道路使用許可につきましては、それぞれ条例に基づき料金を納めていただくこととなっています。

今後につきましても、道路管理者として、安全かつ円滑な交通の確保を図ってまいります。

次に、譲渡会に対する後援についてのご提案ですが、現時点において、動物愛護の推進に関する業務は県の所管となっていることから、本市において主体的に対応することは難しい状況です。

しかしながら、本市は平成27年度から中核市への移行が予定されており、本業務が県より移譲されることから、今後、市や動物愛護団体の皆様と協力して実施する譲渡会等のイベントにおいて、連携を図ることが可能となるものと考えます。

現在、保健所や犬・猫を収容する施設の建設等、本業務の受け入れ準備を進めているところであり、併せて、動物愛護推進員や動物愛護団体等との連携が不可欠であると考えております。

今後とも、積極的な動物愛護の推進に努めてまいります。

(平成26年7月15日：環境政策課、道路総務課)

38. 公用車の越谷ナンバーへの交換について (結果：その他)

□市役所の車のナンバープレートを越谷ナンバーに交換するとの新聞記事を見ましたが、わざわざ交換する必要はないと思います。

■ご当地ナンバーにつきましては、地域振興や観光振興の観点から設けられた制度であり、単なる車のナンバープレートに留まらず、地域への愛着や誇りの形成、知名度の向上及び地域活性化に繋げるという目的がございます。

そのため、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、できるだけ多くの方に越谷ナンバーへの切り替えをしていただき、全国に「越谷」の名を広めていきたいと考えております。また、市が率先して公用車(約300台)の切り替えをすることで、多くの方の目に触れる機会を増やし「越谷ナンバー」への切り替え促進に繋がりたいと考えております。

なお、一部の新聞報道において、「ナンバープレートの付け替えには、普通車で4,200円の費用がかかる」と掲載されましたが、これは「希望ナンバー制度」を利用した場合の費用でございます。公用車のナンバー切り替えにつきましては、この制度を利用しないため、1台あたり1,480円、合計で約45万円の費用となります。

今後とも、越谷ナンバー導入を契機として、全国に「越谷」を積極的にPRしていきたいと考えております。(平成26年10月29日：企画課)

39. 休日窓口について (結果：調査・検討)

□市役所への届出が必要な手続きについては、出生届など一部を除いて、休日や年末年始には受付できません。市役所全ての窓口を休日に開けることは難しいとしても、出張所の窓口を開けることはできるのではないかと思います。

■本市においては、住民異動や諸申請が増加する3月の最終週と4月の第1週目の日曜日に市民課業務を中心とした日曜日の臨時開庁を実施しているところです。さらに、平成25年10月からは、毎月第3日曜日の午前9時から午後4時まで休日の市民課業務を開始し、市民サービスの向上に努めております。

主な取扱業務としましては、住民票の写しや印鑑登録証明書等の諸証明書の交付、転入や転出等の住民異動届の受付、戸籍に関する届出の受付のほか、児童手当や子ども医療などの受付業務を行っています。また、国民健康保険の加入や喪失手続きも併せて行っております。

市役所以外でも越ヶ谷を除く12の地区センターにおいて、一部制限はありますが、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本の交付業務を行っています。さらに、こしがや市民カードまたは住民

基本台帳カードに4桁の暗証番号を登録された方は、市内5か所に設置した証明書自動交付機を年末年始を除く土・日、祝日の午前8時30分から午後5時まで利用いただくことができます。

なお、休日窓口につきましては、越谷市公式ホームページや広報こしがやを利用して実施日などを掲載し、ご案内をさせていただいております。

今後の窓口業務の拡充につきましては、利用状況や人員体制などを総合的に勘案する中で、より効率的、効果的な窓口業務のあり方について判断してまいります。(平成27年1月13日:市民課)

平成27年度市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成26年度の要望回答集～

発行：平成27年6月

越谷市市長公室広報広聴課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9117
